



6次申請 第2回補正申請書へのコメントに対する第3回補正申請書での反映箇所

番号	6次第2回補正申請書に対するコメント	コメント回答 (注: ページは第2回補正申請書)	第3回補正申請書の記載箇所
2842	0119-全般7 [閉鎖] P0574の気体濃度監視(1) 駆動加工機設置場所とシステム(1)の通報時、設社基準事故時、P0411に設備からどのようにながすかが非気さされ、当該排気システムでどのようになり処理して廃棄する設計であるのかを説明すること。	コメント回答 (注: ページは第2回補正申請書) 気体濃度監視(1) (図ト系-8系)は、通常運転時は、貯槽内のO2の濃度から種々の燃焼量の燃焼ガス(蒸気圧分)が発生しますが、他の設備からの影響と合算して十分希釈されて送れます。また、P0411/0412時に排気ファンが発生した場合は、扇形排気システムに設けた閉止弁を閉鎖作ることにより、排気量を装置内に閉じ込める設計としています。	コメント回答のため修正なし
2843	0119-全般8 P1308 表へ-60 「核燃料物質の貯蔵施設 仕様表(次回以降の申請にて適合を確認する範囲)」の表については、次回以降の申請時に列取りが容易となるよう、認可を受けようとする仕様表毎に作成し管理すること。(他も同じ)	コメント回答 (注: ページは第2回補正申請書) 大部分の機器では、次回以降の7次改訂申請で申請する項目は、核燃料物質の漏洩防止に係る、共通な項目であるため、現状のように施設ごとに一枚の次回以降の申請にて適合を確認する範囲の仕様表(次回表)にまとめて記載しております。そのフォーマットは、5次申請と同様であること、仕様表毎の列取り内容は仕様表で明確であることから、現状の要領で十分であると考えております。	コメント回答のため修正なし
2844	0119-全般9 ●非業許可との相違点リスト (P4108~) P4113 火災等による相連の防止 排気ダクト ・高性能エアフィルタ通過前に非管理区域を通過する全ての排気ダクトを、管理区域を通過するようルート変更するか。(非管理区域を通過する排気ダクトはなくなるということ)	コメント回答 (注: ページは第2回補正申請書) ご認識の通り、高性能エアフィルタを通過前に非管理区域を通過していた排気ダクトは管理区域内を通り、ルート変更いたします。したがって、変更後に高性能エアフィルタを通過する前に非管理区域を通過する排気ダクトはなくなります。	コメント回答のため修正なし
2845	0119-全般10 火災源近くには燃焼する炭化水素の全てのダクトを、火災源近くの炭化水素製ダクトを制圧する設計か? 火災源近くの炭化水素製ダクトに制圧ダクトを被覆する設計はなくなり、すべて不燃性材料のダクトに変更いたします。	コメント回答 (注: ページは第2回補正申請書) 火災源近くの炭化水素製ダクトに制圧ダクトを被覆する設計はなくなり、すべて不燃性材料のダクトに変更いたします。	コメント回答のため修正なし
2846	0119-全般11 関連する仕様書の設計番号【11-3-設1】の「... 難燃性のダクトは不燃性のダクトに変更する。」と記載があるのは、仕様書の変更内容に燃焼の改造工事によって不燃性材料を用いる設計とする旨で記載していることと理解して良いか。この場合、系統図又は図面等で不燃性材料に変更する範囲を明示すること。	コメント回答 (注: ページは第2回補正申請書) 変更内容の記載についてはご認識の通りです。 材質変更の箇所については系統図(図ト系-12、2-15、3-2)に材質変更の範囲を並進箇所としてハッチングで示しておりますが、系統図で具体的な箇所を示すことが困難なため、具体的な箇所についてはp6577に明記しております。	コメント回答のため修正なし
2847	0119-全般12 火災源近くの炭化水素製ダクトで、制圧ダクトを被覆する設計がある場合、簡便設計等の安全機能の評価に反映しているか。	コメント回答 (注: ページは第2回補正申請書) 火災源近くの炭化水素製ダクトに制圧ダクトを被覆する設計はありませぬ。また、制圧ダクトを被覆する場合は重量を考慮して簡便設計等を行います。	コメント回答のため修正なし
2848	0119-全般13 P4116 火災による相連の防止 火災区域外への影響評価結果 ・本申請欄に原簿評価と第2次燃焼評価の火災区域について、非業許可からの変更点はあ るのか。非業許可からの変更点があれば、変更内容を具体的に説明すること。	コメント回答 (注: ページは第2回補正申請書) 非業許可からの変更点は、簡便の処理を安全側にしたこととだけですが、例えば、第1種廃棄物処理所の等価時間は0.29時間から0.30時間としております。	表2 (第3回P458)
2849	0119-全般14 2回目補正における添付図面のうち、図へ-脚配、図へ-脚配-1 (1/2) (2/2)、図へ-脚配-2 (1/2) (2/2)、図へ-脚配-1、図へ-脚配-2 (第3回P3344-3349)	コメント回答 (注: ページは第2回補正申請書) 特承いたしました。 適切に修正させていただきます。	図へ-脚配-1 (1/2) (2/2)、図へ-脚配-2 (1/2) (2/2)、図へ-脚配-1、 図へ-脚配-2 (第3回P3344-3349)
2850	0119-全般15 P1696、仕様表。 「その他事業許可で求める仕様」欄と「添付図」欄の記載が入れ替わっている。	コメント回答 (注: ページは第2回補正申請書) 特承いたしました。 適切に修正させていただきます。	表ト系(2/2) (第3回P718) 表へ-脚-16、18、32 (第3回P701、706、739)
2851	0119-全般16 P02-、p1688-、p1688-。給気ファン、排気ファンの設置名称と仕様表のタイトルが一致していた い。	コメント回答 (注: ページは第2回補正申請書) 各仕様書の「機器名」欄に記載しているものが設置名称であり、仕様書のタイトルの記載されているものではありません。最終補正に当たって、名称が整合していることを確認し、申請書内で再確認の上、適切に修正させていただきます。	表ト系(2/2) (第3回P718) 表へ-脚-16、18、32 (第3回P701、706、739)
2852	0119-全般17 P5。設下設名称「地下集水槽」の事業許可名称欄に「[716] 地下ピット」があるが、設工 設名称に「地下集水槽地下ピット」 があるのではありません。	コメント回答 (注: ページは第2回補正申請書) 以下のとおり、考え方を再整理し、P75の地下集水槽からは、[716] 地下ピットは削除し、 現地の記載は、[716] 地下ピット(ピット内液回収配管システムを含む)のうち、地下ピットにつ いては、建物の仕様表(表ト建-1-7 工場棟液回収工場システム)と地下集水槽地下ピ ット、ピット内液回収配管システムについては、設備の仕様表(表ト建-1-6 地下集水槽)に紐づけ て、記載いたしました。 ご指摘をうけ、「[716] 地下ピット」については、建物の仕様表(表ト建-1-7)のみに記載 し、ピット内液回収配管システムについては、設備の仕様表(表ト建-1-6)に記載する旨を明確に させていただきます。設備の仕様表(表ト建-1-6)については、[716] 地下ピットの記載はしま せんが、ピット内液回収配管についての記載することとします。	表ト系-液6 (第3回P1919、1920) 表ト系-液6 (第3回P1983) 表ト系-液1 (第3回P3726) 表ト系-液1 (第3回P3726)
2853	0119-地盤1 [閉鎖]核燃料倉庫 ・6次申請で評価をされているのはスクラップ貯蔵棚(1)であるが、スクラップ貯蔵棚 (2)のよりも安全側の評価結果であることを説明すること。	コメント回答 (注: ページは第2回補正申請書) スクラップ貯蔵棚(1)の工間に作用する支点反力はスクラップ貯蔵棚(2)より大き く、安全側の評価となっております。	コメント回答のため修正なし

6次申請 第2回補正申請書へのコメントに対する第3回補正申請書での反映箇所

番号	六次第2回補正申請書に対するコメント	コメント回答 (注：ページは第2回補正申請書)	第3回補正申請書の記載箇所
2854 2855	2854 欠審 2855 0119-地蔵3 ・P1329シリンドラ貯蔵ビットについて、[5.1-設1]原料貯蔵ビットは、シリンドラ貯蔵ビットの 記載ではないか。	シリンドラ貯蔵ビットの ・支持力の評価結果は、積の評価結果が該当します。 ・渡り廊下の支持力の検討結果を追記致します。 ・積設2-Ⅱに、第3弾薬物倉庫の評価結果を追記致します。 ・原料貯蔵所の土間の評価では、土間に作用する支点反力が最も大きい設備で評価していま す。また、シリンドラ貯蔵ビットは、別途、建物の耐震説明書で貯蔵ビットの底版の評価結果 を記載しています。	・表へ設-5B (第3回P1346) ・表1-5-5 竣工時型取 (貯蔵施設) (第3回P1701) ・係付説明書一組2. VI (第3回P6055) ・係付説明書一組2. X (第3回P5129, 5130)
2856	0119-地蔵(地)1 (P152) 支持力の評価結果は各建物の計算書の「各構造部分の最大検定比一覧」内の 「(布)ヤ」が該当するのかわか (499) 第2弾薬物処理所地下廊下の支持力の検討結果は記載されているが、既乗物貯 蔵設備(5) が変更されている第3弾薬物倉庫の結果が記載されていない。 ・P507(3) 建物の耐震性能の検討において、原料貯蔵所の結果はシリンドラ貯蔵ビッ トも言及して最も厳しい結果を記載しているのか。	積(底版)と側面(壁)を書き分けておりましたが、同じ鉄筋コンクリートなので記載を適 正化します。	・表1建-2-1 (第3回P175) ・表1建-2-1 (第3回P1216) ・表1建-2-1 (第3回P1539) ・表1建-2-1 (第3回P1668) ・表1建-2-2 (第3回P1672) ・表1建-2-2 (第3回P1674) ・表1建-2-2 (第3回P1682)
2857	0119-地蔵(地)2 地下集水槽地下ビットに關し、(P1617) 構造スラブとそうでないものとの違いを説明する こと。	粉砕機は、波及的破損を考慮すべき設備の対象となりますので、本表に追加します。 波及的破損の対象設備は順位名称を表しています。P2881 図1設-115の中に「粉砕 機」「フードボック(粉砕機)」及び「フードボックス」が対象です。 P436 表1設-115中にある、(237)粉砕機 は粉砕機とフードボックスで構成され、どちら も対象です。(238) フードボックス(粉砕機)はそのものが対象となります。	・係付説明書一組2 (第3回P5756)
2858	0119-地蔵1 ・P567(6)係設3-4表 波及的破損を考慮すべき設備(1/3) 粉砕機が仕様表にあるが本表に ないので確認のこと。(フードボックス-粉砕機の記載では?)	P5685~5693の計算結果は波及的破損を考慮しない場合の結果のため、その旨を記載します。	・係付説明書一組2-1 (第3回P5776)
2859	0119-地蔵2 [係付説明書一設2-1 計算結果] ・P5685~5693の計算結果は波及的破損を考慮しない場合の結果と思われ、その旨を補 足すること。	波及的破損に關する確認方法は以下のとおりです。 ①係付説明書一設3-1に示す、当該設備(下位の耐震重要度分類の設備、以下、下位設備。)に 対する地震加速度の評価結果を基礎とする。 ②波及的影響を及ぼす上位の耐震重要度分類の設備(以下、上位設備。)に対する地震加速 度との比を検定比を求める。この値が1を下回れば、波及的破損を生じない。1を超える場合 は、③の許容限界の取直しを行う。 ③耐震限界の許容限界は耐力を基に設定しているが、波及的破損については上位設備の地震 力が作用しても固定端力が取らなければよいため、引張強さを基に許容限界を設定する。 このため、②でも求めた検定比に、耐力と引張強さの比を乗じる。この値が1を下回れば、波及 的破損を生じない。 スクラップ仮設炉に対する波及的破損の確認方法は以下のとおりです。 ①検定比: 0.91 ②地震加速度 ・スクラップ仮設炉 (上位設備) : 耐震重要度分類第2類 (地震加速度0.66) ・上位設備: 耐震重要度分類第1類 (地震加速度1.00) 0.91×1.0/0.6=1.52 > 1 (1を超えるので③へ) ③耐力: 235N/mm <sup>2</sup> ・引張強さ: 400N/mm <sup>2</sup> 1.52×235/400=0.90 < 1 したがって、波及的破損を生じません。 文、本設備はNo.2570を受け、波及的破損の確認を実施した結果満足しなかったため、アン カーボルト 減しています。上記の波及定期破損に關する評価は、変更前の評価結果です。 また、No.2570により、波及的破損の確認を実施した結果満足しなかったため、設計を変更し た機器は下記3設備であり、評価結果を変更しています。 ・スクラップ仮設炉 ・フードボックス (スクラップ仮設炉) ・ベレット配列機(3) ・スクラップ仮設炉 (スクラップ仮設炉) 係付説明書一設3に波及的破損の考え方を記載します。	・係付説明書一設2-1 (第3回P5780, 5782) ・係付説明書一設3 (第3回P5764, 5765)
2860	0119-地蔵3 考え方に違いがあれば説明のこと。(許容限界等の 考え方に違いがあれば説明のこと)。又、据付ボルトの検定比が補正1から変更(低減)さ れているが理由を説明のこと。		

6次申請 第2回補正申請書へのコメントに対する第3回補正申請書での反映箇所

番号	六次第2回補正申請書に対するコメント	コメント回答 (注：ページは第2回補正申請書)	第3回補正申請書の記載箇所
2861 0119-地震4 ・P5686 計算結果、ロータリーギヤの部材 と支持部 (ローラー基礎、ストッパ) の こと	ロータリーギヤの部材はどの部材を示すのか、本体部 と支持部 (ローラー基礎、ストッパ) を個別に評価している場合は区別して説明 (記載) の こと	ロータリーギヤの部材はローラー基礎及びストッパのうち最も厳しい評価結果 (ストッパ) を記載し ています。また、部材ポルトは、ローラーの基礎及びストッパを添付説明書-図3 (p. 5859) に示す解析モ デルにより、これらの部材ポルト全てと炉芯管をモデル化して、評価しています。	・コメント回答のため修正なし
2862 0119-地震5 P5689 ベレネット配列機 (3) (検定比0.88) の波及的影響に関する確認結果を説明のこと。 (スクラップ仮旋回に該当可)	ベレネット配列機 (3) (検定比0.88) の波及的影響に関する確認結果を説明のこと。 (スクラップ仮旋回に該当可)	ベレネット配列機 (3) については、波及的影響を考慮して原寸部の設計を見直ししております (第2回補正で機器図は反映済み) が、p5689に反映できていないため、修正いたします。 設計変更後の部材ポルトの検定比は0.48となります。なお、部材の検定比は変更ありませ ん。 波及的影響に関する確認方法については、スクラップ仮旋回と同じです。 ベレネット配列機 (3) に対する波及的影響の確認方法は以下のとおりです。 ①検定比：0.48 ②地震加速度 ・ベレネット配列機 (3) (下位設備)：耐震重要度分類第2類 (地震加速度0.6G) ・上位設備：耐震重要度分類第1類 (地震加速度1.0G) $0.48 \times 1.0 / 0.6 = 0.8 < 1$ したがって、波及的影響を生じません。 (2860と同様)	・添付説明書-図3(第3回P5782)
2863 0119-地震6 P5672添付図2-1図のモデル選択フローでシミュレーションの地震評価対象となった機器につい て明記のこと。	シミュレーションの地震評価対象を明記します。	シミュレーションの地震評価対象を明記します。	・添付説明書-図3(第3回P5766)
2864 0119-地震7 P5690 脚座同接装置 (検定比0.88, 0.91) の波及的影響に関する確認結果を説明のこと。 (スクラップ仮旋回に該当可)	脚座同接装置 (検定比0.88, 0.91) の波及的影響に関する確認結果を説明のこと。 (スクラップ仮旋回に該当可)	確認方法については、スクラップ仮旋回と同じです。 脚座同接装置 1系架台 (0.91) を例に、波及的影響の確認方法は以下のとおりです。 ①検定比：0.91 ②地震加速度 脚座同接装置 1系架台 (下位設備)：耐震重要度分類第2類 (地震加速度0.6G) ・上位設備：耐震重要度分類第1類 (地震加速度1.0G) $0.91 \times 1.0 / 0.6 = 1.51 > 1$ (1を代入するので③へ) ③耐力：235N/mm <sup>2</sup> 、引張強さ：400N/mm <sup>2</sup> $1.51 \times 235 / 400 = 0.93 < 1$ したがって、波及的影響を生じません。 (2860と同様)	・コメント回答のため修正なし

6次申請 第2回補正申請書へのコメントに対する第3回補正申請書での反映箇所

番号	六次第2回補正申請書に対するコメント	コメント回答 (注：ページは第2回補正申請書)	第3回補正申請書の記載箇所
2665	0119-地震(建)1 ・耐震に関する各設計番号(6.1-建○)は設計仕様が重複しており、各設計番号の区別がし難い。設計仕様が明確に区別できるように記載を工夫すること。 ・(P1722) [6.1-建7]の記載は、建物に設置する緊急避難設備、非常用設備等、及び建物との取り付け部分の損傷防止に関する記載と重複している。設計仕様が重複しているか、取り付け部分も重複しているか、係付説明書-建2の基本方針で取り付け方法に関する記載を追記する。 ・(P1722) [6.1-建6] [6.1-建10]は、ともに建物に設置する緊急避難設備の耐震による損傷防止の評価結果に関する記載であるが、違いを説明すること。[6.1-建10]にシリング洗浄機、第1階梁処理所、第2階梁処理所に設置する第1種の緊急避難設備(床)に関する記載が地下ピット、避難階段等については許容限界がどの文脈に準じて設定されているのか記載がないので追記すること。	コメント回答 (注：ページは第2回補正申請書) ・適合説明の設計仕様の記載を明確化します。 ・建物に設置する緊急避難設備、非常用設備等との取り付け部分の損傷防止に関する記載という理解でいいです。係付説明書-建2の基本方針で取り付け方法に関する記載を追記します。 ・[6.1-建6]は、建物付設設備の耐震重要度分類を定めることと記載です。 ・[6.1-建10]は「耐震重要度分類(第1種)の記載がない」とのコメントを指して追記したものです。[6.1-建10]は「耐震重要度の水平地震力の記載がない」とのコメントを指して追記したものです。したがって、シリング洗浄機には[6.1-建10]に該当する建物の付設設備はありませぬ。同一の設計(水平地震力)については資料3(地震)と資料23(事業許可で求める仕様)に記載があるので、両者がつながるように注記を記載します。 ・許容限界の出典の記載が無い箇所は追記します。	第3回補正申請書の記載箇所 ・表ト組-1-1(第3回P1569, 1578) ・表ト組-1-3(第3回P1597, 1606) ・資料314(第3回P1775) ・係付説明書-建2基本方針書(第3回P1699) ・係付説明書-建2 IX(第3回P5122) ・係付説明書-建3 II(第3回P5220) ・係付説明書-建3 III(第3回P5180) ・係付説明書-建3 IV(第3回P5188) ・係付説明書-建3 V(第3回P5192) ・係付説明書-建3 VI(第3回P5194) ・係付説明書-建3 VII(第3回P5201) ・係付説明書-建3 IX(第3回P5210) ・係付説明書-建3 X(第3回P5219) ・係付説明書-建3 XII(第3回P5229) ・係付説明書-建4 III(第3回P5243) ・係付説明書-建4 IV(第3回P5238) ・係付説明書-建4 V(第3回P5239) ・係付説明書-建4 VI(第3回P5242) ・係付説明書-建4 VII(第3回P5245)
2666	0119-地震(建)2 ・(P1711) 建物内部の自立壁は今回申請対象か、自立壁に求められる安全機能を説明すること。	安全機能はなく、申請書外です。	図へ建-1-1-6(第3回P2360)
2667	0119-地震(建)3 ・(P1743~1744) [6.1-建10]の記載が無い理由を説明すること。耐震重要度分類第1種の取手を持つ第1、第2階梁処理所には記載がある。	コメント2865と同じ。	コメント2865と同じ。
2668	0119-地震(建)4 ・梁処理設備(4)集水ピットの計算書がない。	加工棟の梁処理設備(4)集水ピットの仕様表は設備の仕様表に統合されています。したがって、ピットのコンクリート部の荷重詳細計算も設備の荷重詳細計算に記載されています。	・係付説明書-設6(第3回P6005)
2669	0119-地震(建)5 ・(P502) 独立避難等の計算書において、「1. 設計用耐震 (1) 地震力」に耐震重要度分類1種の地震力が記載されているが、独立避難壁 (5) は耐震重要度分類3類なので、3類地震力も追記すること。 ・(P721) [6.1-建1]独立避難壁等の2次設計は省略としているが、事業許可の方針と相違がないことを説明すること。	・許容では建物、構造物を2次設計の対象としていますが、当該の独立避難壁は、2次設計の目的である大地震時に対して耐震・倒壊等しないよう人前保護を目的とすることに該当しないため、2次設計は省略しています。 ・耐震重要度分類3類の独立避難壁 (5) の地震力も追記します。	・係付説明書-建2 VII(第3回P5098)
2670	0119-地震(建)6 ・(P1768 6.1-設12 耐震重要度分類第2種の機器として非ガス冷却装置、コンデンサもあ るのではないかな、確認のこと。 (P622 P18710 向帳、該当箇所を示すこと	非ガス冷却装置、コンデンサは高性能エアフィルタの上流に設置しているため、6.1-設12の対象とはしていません。 非ガス冷却装置、コンデンサを耐震重要度分類第2類とした理由についてはコメント№2817の回答をご参照ください。 グラフについては、標準支持間隔法に基づく設計が困難な箇所はありません。	・コメント回答のため修正なし ・コメント回答のため修正なし
2672	0119-地震(建)3 ・(P1503) [6.1-建1]の記載は設計仕様か、耐震重要度分類第3類の地震力で耐える固縛であることを説明すること。 (ドラム缶等の地震時転倒、落下防止評価の考え方については追記のこと)	ドラム缶固縛の要求は耐震重要度分類に基づくものではなく(すなわち設計基準ではなく)、P160に記載の通り、その他事業許可で求める仕様の一つです。ドラム缶はSクラスの地震に対しては耐震係数100を要することとしております。これを要するため、0.66の地震力に対し、転倒しないよう固縛する設計としております。 この考え方に基づき、1次申請の産業管理側に保管するドラム缶でも同じ設計としております。 なお、第2回補正で[6.1-建9]としていた設計番号を、第2回補正では[9-建9]に変更してまいす。ドラム缶等の地震時転倒、落下防止の考え方について、適合説明書に記載します。	・係付説明書-設9 (第3回P16170)・資料23建 (第3回P4919)



6次申請 第2回補正申請書へのコメントに対する第3回補正申請書での反映箇所

番号	六次第2回補正申請書に対するコメント	コメント回答 (注: ページは第2回補正申請書)	第3回補正申請書の記載箇所
2882	0119-外部師範 ・(非)可燃燃器事項No.2701, 2702) (申請書P2087他) 一般高圧ガス保安規則の機能並列に定められた原寸、寸法を有することで、技術基準に基づき補正される外部火災、爆発に耐えることを説明すること。火災、爆発詳細を裏返し、確認しているという理解でいいか。	燃焼源は、一般高圧ガス保安規則の機能並列種の運用に定められた燃焼の機能並列を満足する新燃焼サイズ、燃焼距離、燃焼高さ、高さとしていることより、燃焼に耐える構造としていますが、また、火災については、「内部火災影響評価の資料」に示した通りNFPA Handbook (CMP7版 2 Structure) Protective Devices 19-63, Figure 19-20) の「非燃焼の燃焼」に全て150mm以上であることから3時間耐火性能を有していることから燃焼源は外部火災で損傷しません。	・添付説明書-115 (第3回P526~528, 5255, 5282)
2883	0119-明込5 2823, 2824 【水平展開】 第2次補正で、認可を受けようとする閉じ込めの設計要求事項に対して漏れがなく、添付説明書において整合がとれた説明がなされていることを確認し、確認結果(設計仕様の追加・修正、添付説明書との不整合等の修正が必要な箇所)を説明すること。	上記について、外部火災の基本方針書に記載します。 閉じ込めの設計要求事項について漏れなく添付説明書と本文記載事項の整合がとれていることを確認しました。 資料【NSR-21-003】参照。	・コメント回答のため修正なし
2884	0119-明込6 2825 非常時に作動する排風機の選定の考え方をどこに記載したかが記載すること。(「添付説明書-設10(5083)」には記載がない。)	水平展開を再確認しました。 資料【NSR-21-003】参照。	【NSR-21-003】で報告した、以前の水平展開見直し結果の反映 ・表ト設-設1(第3回P1717) ・表ト設-設25(第3回P1784) ・表ト設-設26(第3回P1786) ・表ト設-設33(第3回P1834) ・表ト設-設74(第3回P1884) ・図ト系-12(2/2)(第3回P3622) ・図ト設-37(12/16)(第3回P2761) ・表1-2-1 事業許可車庫(化学処理施設) (第3回P4360, 4365, 4366, 4367) ・資料5 (第3回P4835) ・表ト設-設1(2/2) (第3回P1944) ・表ト設-設2(2/2) (第3回P1946) ・表ト設-設3(2/2) (第3回P1948) ・表1-2-4(2) 取付器具取 (第3回P4714) ・資料11 保安機器を有する施設 (第3回P4885)
2885	0119-明込7 2827 【水平展開】 第2回補正申請書の記載箇所については、漏れなく、正確に記載されていることを確認すること。	水平展開を再確認しました。 資料【NSR-21-003】参照。	(No. 2884と同じ)
2886	0119-工事(建)1 工事の計画(追加コメント) 補正申請P22 付風建物シリンダ洗浄機 4.1.1(1) 手順に記載の「床を梱包した箇所の補強工事」は、何のために、何を梱包したことを梱包しているか説明すること。工事における液状の燃焼燃料物質等の閉じ込め(漏えい防止)の計画についても説明すること。	床の梱包工事は一般的な記載として工事手順に記載しておりますが、シリンダ洗浄機には床を梱包を行う工事はないため、当該記載は削除いたします。本申請に記載している建築物のうち、乾洗工場、廃棄物処理所、除染室・分析室については同様のため、当該記載を削除致します。なお第1廃棄物処理所については、柱脚部を補強する際に床を梱包するので、当該記載は残します。 第1廃棄物処理所には、液状の燃焼燃料物質等はありません。	・4.1.1 付風建物シリンダ洗浄機(1)手順 (第3回P111) ・4.1.2 工場棟乾燥工場 (第3回P119) ・4.1.3 付風建物第2廃棄物処理所 (第3回P497) ・4.1.5 付風建物除染室・分析室 (第3回P520)
2887	0119-師範(建)1 P158 仕様表 風車防止 第3核燃料倉庫 (1)(2) 領域に「次回以降申請予定」の記載すること。	再承認します。	・通表イ建-1-1-2(第3回P158) ・表イ建-4-2(第3回P192) ・通表ハ建-1-1(第3回P644) ・通表ハ建-1-2(第3回P651) ・表ハ建-4-1(第3回P666) ・表ハ建-4-2(第3回P667) ・通表ホ建-1(第3回P1065) ・通表ヘ建-1-4(第3回P203) ・通表ト建-4-3(第3回P1225) ・通表ト建-1-6(第3回P1625) ・表ト建-4-5(第3回P1706)
2888	0119-外部師範(建)1 P170 その他事業許可で求める仕様: [99-建2] 工場棟乾燥工場3階床の終局耐力が単位面積当たりの電送荷重を上回ることを追加申請している点について、事業許可で求めた仕様であることを説明すること。 当該計画が、新たに認可申請(詳細)する事項であることを本文文中に記載すること。また、工事の計画及び燃焼に必要事項を記載し、新規制基準への適合確認を行うこと。(工事フロー、検査項目等に追記すること。)	乾燥工場3階床が電送防護ラインであることを本文、工事の方法などに記載します。	・イ化学処理施設3、(2) (第3回P95) ・表イ-1(第3回P98) ・4.1.2(1)(第3回P119) ・図イ1-2(第3回P121) ・表イ1-2-b.(第3回P123) ・表イ1-1(1/4)-2(第3回P180) ・表1-3-2(第3回P2172) ・表2 (第3回P4461)

6次申請 第2回補正申請書へのコメントに対する第3回補正申請書での反映箇所

番号	六次第2回補正申請書に対するコメント	コメント回答 (注：ページは第2回補正申請書)	第3回補正申請書の記載箇所
2888	0119-外部研製 (組) 2 P2299 図イ建3-2-1 危険防護ラインの図は、どこを変更したのか	危険工場3P2床を危険防護ラインとしました。	・ 図イ建3-2-1 (第3回P2328)
2892	0126-騒音1 970重作業機除塵器仕様表(表ニ設-17) 第②(4)号で(4)号で(1)に「口径50.8mm以下の配管は接続する本機種の中心部(初期排気口)の騒音値を記入しないこと。これを相当するユニットについても複数ユニット評価に含めない旨を記載します。	添付説明書-設1 (第3回P5383)	・ 添付説明書-設1 (第3回P5383)
2893	0126-騒音2 ①(2)スクラップ貯蔵機(粉未用) (作業室 (2)) について、P5433の説明においてユニット表面間距離を確保するため、隔塵管理線を引き、カスベーターを取り付けるとしている。本設備はどちらの対応を取るのか、説明すること	{529} スクラップ貯蔵機 (粉未用) (作業室 (2)) は、ユニットから表面間距離が15.0cm以上離れた位置に隔塵管理線を引き、15.5cm以上のスペースを設置した移動式台車が隔塵管理線を超えて設備・機器に常時付かないように管理する設備です。 なお、これらの対応については、添付説明書に記載を漏記します。	・ 添付説明書-設1 (第3回P5389) ・ [新規追加] 添付説明書-設1 表ニ設6 (添設表1付録6-1表を第3回P615～P639に追加)
2894	0126-騒音3 P5303 ④(4)1-363秤量器 (荷重変換器) が在荷≦14.8kgを検知している時に、受け入れ検知とするIIを散風する設計とすると説明しているが、どのようなIIを設置しているのか説明すること。また、仕様表(P2126)に、この設計帯荷の記載がない。 P2130 取り取り仕舞表(表ニ設-1) について、仕舞表(次回以降申請に適合を承認する範囲)については、仕舞表毎に作成し、管理すること。	・ 金属容器 (ベレット) 1容器でポート (絶縁) 1ポート分の0.02ベレットを取り扱う仕様としております。ポート (絶縁) 1ポート分で約13kg程度の0.02ベレットを収納することから、ベレット明排機構へのポート (絶縁) を受け入れないよう、内に真空の存在を検知した時点で、ベレットカバーを下降させないよう制御をかけることとしております。 なお、金属容器 (ベレット) を作る作業機は0.226に示す真空秤量器ではなく、ベレット明排機構 (ベレット) の秤量器 (ベレット) 明排機構 (ベレット) 秤量器が付属することとは0708に表記) となり、仕舞表(次回以降申請に適合を承認する範囲) については、各設備の仕様表とのつながりかわかるように記載を工夫いたします。	・ 表イ設-123 化学処理施設 仕様表(次回以降申請にて適合を承認する範囲) ・ (第3回P578, 579, 580, 581, 582, 583, 584, 585, 586, 587) ・ 表ハ設-67 成形施設 仕様表(次回以降申請にて適合を承認する範囲) (第3回P880, 881, 882, 883) ・ 表ニ設-21 搬送施設 仕様表(次回以降申請にて適合を承認する範囲) (第3回P1025, 1026) ・ 表ホ設-17 組立施設 仕様表(次回以降申請にて適合を承認する範囲) (第3回P1130, 1131) ・ 表ヘ設-60 貯蔵施設 仕様表(次回以降申請にて適合を承認する範囲) (第3回P1407, 1408, 1409) ・ 表ト設-限17 廃液処理設備 仕様表(次回以降申請にて適合を承認する範囲) (第3回P1995, 1996) ・ 表リ設-1 その他の加工施設 仕様表(次回以降申請にて適合を承認する範囲) (第3回P2159) ・ 表4-2-1取り取り仕舞表(化学処理施設) (第3回P4592) ・ 表4-2-2取り取り仕舞表(成形施設) (第3回P4607) ・ 表4-2-3取り取り仕舞表(搬送施設) (第3回P4612) ・ 表4-2-4取り取り仕舞表(貯蔵施設) (第3回P4614) ・ 表4-2-5取り取り仕舞表(その他の加工施設) (第3回P4623)
2895	0126-騒音4 P3455 騒音心算通過機 仕様表、P419 速心分離機 仕様表、P5330 除塵器1-1-2表で、ポンプについて新たに騒音制限値を設定していることが説明されているが、仕様表の「変更内容」欄にその記載がない。	仕様表に記述していません。 新たに騒音制限値を設定した機器については、変更内容に、その内容を記載します。	・ 別紙 (第3回P15, 16, 17, 26, 28, 32, 35, 39, 52, 53, 55, 56, 58) ・ 表イ設-1(2/4), (4/4) (第3回P100, 102) ・ 表イ設-3, 9, 12, 40, 41, 51, 54, 58, 62, 65, 67, 68, 70, 71, 72, 74, 75, 76, 80, 84, 85, 86, 88, 94, 96, 97, 107, 115, 116, 117, 118, 119 (第3回P200, 214, 222, 284, 286, 306, 312, 320, 328, 334, 339, 340, 342, 344, 346, 348, 350, 354, 356, 364, 372, 374, 376, 380, 393, 397, 399, 420, 435, 438, 440, 442, 444) ・ 表ハ設-3, 4, 5, 6, 7, 9, 10, 15, 17, 22, 23, 34, 38, 44, 46, 47, 48, 49, 58, 60, 62, 64, 65 (第3回) ・ P972, 674, 676, 678, 680, 684, 686, 699, 702, 714, 716, 743, 751, 763, 767, 769, 771, 773, 791, 795, 801, 805, 807 ・ 表ヘ設-5(1/2), (2/2) (第3回P596, 697) ・ 表ヘ設-5(1/2) (第3回P137) 表ヘ設-5, 6, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17 (第3回P1235, 1237, 1247, 1250, 1252, 1254, 1255, 1259, 1262) ・ 表リ設-1, 2, 3 (第3回P2151, 2154, 2157) 表リ-8 (第3回P2200) ・ 表2-1 化学処理施設の検査項目 (第3回P2228, 2229, 2233) ・ 表2-2 成形施設の検査項目 (第3回P2235, 2237, 2240) ・ 表2-5-1 検査機物の貯蔵施設の検査項目 (第3回P2245, 2246) ・ 表2-7-1 その他の加工施設の検査項目 (第3回P2266) ・ 図イ配-1(4/15) (第3回P2563) 図ハ配-1(4/4) (第3回P3077) 図ハ配-2(2/2) (第3回P3079) ・ 図ハ配-1 (2/2) (第3回P3476) 図ハ配-2 (2/2) (第3回P3476) ・ 表リ設-1 加工機申請書の申請状況 (第3回P471, 472, 477, 478, 479, 480, 481, 492, 493) ・ 別添加工機申請書 (第3回P4288, 4289, 4290) ・ 表1-2-1 非常許可車取 (化学処理施設) (第3回P4361, 4362, 4368) ・ 表1-2-2 非常許可車取 (成形施設) (第3回P4369, 4370, 4371, 4372, 4375) ・ 表1-2-5 非常許可車取 (貯蔵施設) (第3回P4383, 4384, 4386) ・ 表1-2-7 非常許可車取 (その他の加工施設) (第3回P4409) ・ 表1-2-1 加工機車取 (化学処理施設) (第3回P4690-4692) ・ 表1-2-2 加工機車取 (成形施設) (第3回P4693-4695) ・ 表1-2-5 加工機車取 (貯蔵施設) (第3回P4699) ・ 表1-2-7 加工機車取 (その他の加工施設) (第3回P4715)



6次申請 第2回補正申請書へのコメントに対する第3回補正申請書の反映箇所

番号	6次第2回補正申請書に対するコメント	コメント回答（注：ページは第2回補正申請書）	第3回補正申請書の記載箇所
2895	0126-地震 ・P1223(運転台車 仕機表、P1234(金属容器 粉末)用台車 (1) 仕機表、P5395～5398(送粉機1-1-3)表で、系図の改定に伴って、核的制限値を見直したことが説明されているが、仕機表の「変更内容」欄にその記載がない。	コメント回答（注：ページは第2回補正申請書） 2895回補正に、核的制限値を変更した機器についても、変更内容にその内容を記載します。	・P2895参照
2897	0126-地震 P5701(1)の350°Cの許容値の参照がJISとなっており、許容値はJSMFの寄附から算定する方針なのではないか、許容値の妥当性について説明すること。	JSMFのS7値を確認できる材料の部材に変更（改定）し、その改定に対する評価を実施します。	・表1-2-19(第3回P292、293) ・別表1-2-19(第3回P492) ・図1-2-19(第3回P2768) ・添付説明書表3-1(第3回P5779、5788、5792、5794)
2898	0126-地震2 図1062862 説明には「変質」とあるが、仕機表を参照図（P3226）アンカーボルトの総本数は同じ。設計変異後の強度比が0.93～0.48となる理由を説明のこと。文、既設のボルト本数、撤去するボルトの位置、本数が修正前と異なる理由についても説明のこと。 2次申請で記載している波及的影響に関する設計番号[5.2.1-設計]を本申請で取っていない理由を説明すること。必要であれば、申請書を修正すること。	ベレット配列機(3)は、波及的影響の結果により、第1回補正から第2回補正で改定箇所を変更しております。具体的には、既設ボルト（あと施工金属張弦アンカーボルト）の本数を2本から3本に変更しています。 アンカーボルトの総本数は同じですが、第1回補正の検査最大値所のアンカーボルト（検定値0.93）を、あと施工金属張弦アンカーボルトが検査最大値となり0.48に減更となりました。 なお、これまで波及的影響については仕機表で注記の形でおりましたが、今後は設計番号を[6.1-設計]として明確にすることをいたします。 [6.1-設計]耐震重要度分類が上位の地震力が作用しても、上位の分類に属する設備・機器が波及的影響を生じない設計とします。	・表1-2-34、45、66、87、88、110、115、116、118、119（第3回P271、295、340、379、402、427、437、439、443、445） ・表1-2-4、6、7、16、17(第3回P958、963、965、967、989) ・表1-2 列り取り仕機表の設計番号対比表（第3回P4629） ・表1-2-27、30、36、41、42、43、46、51、57（第3回P276、732、748、758、760、762、774、778、790） ・表1-2-28(1)、15、18、19、20、21、22、27、42（第3回P171、1759、1769、1771、1773、1775、1777、1788、1832） ・表1-2-28(2)、3、7、9、10（第3回P1910、1912、1914、1922、1926、1929） ・表1-2-2 事業許可星取（成形施設）（第3回P4372、4373、4374、4375） ・表1-2-3 事業許可星取（繰覆施設）（第3回P4377、4378、4379） ・表1-2-5(1)事業許可星取（廃棄施設）（第3回P4389、4394、4396、4401） ・表1-2-5(2)事業許可星取（廃棄施設）（第3回P4407、4408） ・表1-2-1 加工器星取（成形施設）（第3回P4690-4693） ・表1-2-2 加工器星取（成形施設）（第3回P4694、4695） ・表1-2-3 加工器星取（繰覆施設）（第3回P4696、4697） ・表1-2-6(1)加工器新星取（廃棄施設）（第3回P4702、4705、4706、4707、4710） ・表1-2-6(2)加工器星取（廃棄施設）（第3回P4714） ・適合性説明書（資料3表）（第3回P4817） ・図1-2-68（第3回P2254）
2899	0126-外部衝撃 ・P1220(大型粉末容器用台車 仕機表、[09-設3] F3 電巻による建物の屋敷損傷を考慮し、F3 電巻に耐えるようワイヤで固定する。P5781では該当する旨、記載あり。	表1-2-6 大型粉末容器用台車に「[09-設3] F3 電巻による建物の屋敷損傷を考慮し、F3 電巻に耐えるようワイヤで固定する。」を記載します。	図説【波及的影響を考慮すべき機器の対称問流いのため削除（MSR-21-003連絡済み）】 ・表1-2-2(1)事業許可星取（化学処理施設）（第3回P4358、4361、4363、4364、4368） ・表1-2-5 事業許可星取（貯蔵施設）（第3回P4383、4384） ・表1-2-5 加工器星取（貯蔵施設）（第3回P4699） ・添付説明書表4（第3回P5874）
2900	0126-火災 ・[11.3-設3] P4683の表に記載はあるが、仕機表、添付説明書に記載なし。設計内容、該当する設備・機器について説明すること。	設計番号対比表の記載を適切に修正させて頂きます。	・表1-2 列り取り仕機表の設計番号対比表（改訂関係）（第3回P4631）
2901	0126-火災2 ・[11.3-設3] P5560では、「火災発生時の速度上昇による閉じ込め機能への影響が考えられる設備・機器」のみを対象として記載しているが、許可P685-19の記載では、対象を限定しているとは認め取れない。許可との整合性について、考え方を説明すること。	ご指摘内容、P5560に、事業許可の方針が読み取れるよう、11.3-設3を以下のように修正します。 [11.3-設3] 設備・機器に係る電力用ケーブル及び制御・制御用ケーブルについては、火災によりその機能を損傷しても安全側に動作する。設計を基本とする。このうち、加熱機器の異常な温度上昇により、放射熱がばくちくを及ぼさないための断熱材及び閉じ込め機能への影響が考えられる設備・機器（温度高インテークを有する機器）を添付表2-2.2表に示す。	・適合性説明書（資料8）（第3回P4657） ・添付説明書表2（第3回P5653）

6次申請 第2回補正申請書へのコメントに対する第3回補正申請書での反映箇所

番号	6次第2回補正申請書に対するコメント	第3回補正申請書の記載箇所
2902	0126-給水1 ・天井排水クレーン（駆動5t）の仕様表（p1213）に「[12.1-図2] クレーンの存在部位を給水水位より高くする」が記載されているが、設図面（p1454）等から、具体的な設計が読み取れない。クレーンでは、運転中にクレーンが存在する部位（取り扱う容器）の高さが変化すると、給水水位以下に容器がいかないように運転を制御するのか。	コメント回答（注：ページは第2回補正申請書） クレーンについては、前記で回答が変動するものであるので、ご指摘はまますま（12.1-図3）については、クレーンの仕様表から削除させていただきます。 なお、今回の申請では、INSシリンダ 大型粉末容器を吊り上げるクレーンを申請しており、吊り上げられる容器を、吊り上げるものの中で、給水高さを運転管理により担保することはありません。この旨を給水の適合性説明書に記載させていただきます。
2903	0126-安全機能1 P5648では既に爆発性雰囲気形成されるとした場合、その部位は炉心管人口若しくは出口付近のみで限定されることとある。出口付近には破砕板が設置され、入り口付近には通常運転時から使用している排気設備が存在している。 破砕板については設計の意図が示されているが、入り口付近の橋脚については説明がない。入り口付近の橋脚を想定し、通常排気設備に爆発の影響が及ぶ場合の設備の健全性について考慮しているか、その影響の大小関係や許可時の説明との整合性も含めて説明すること。	P5642評価書に記載の通り、ロータリーセキランで爆発が発生した場合、破砕板により橋脚した爆発圧力に対して設備が健全であることを示すことにより、設置した破砕板の設計方針が妥当であることを示しています。 また、破砕板は、事業許可審査で説明のとおり、P=1.8K（仮は、面積比（キルン径/圧力速がし））で決定しておりましたが、破砕板規格を決定することが大きく保守側の評価となります。よって、事業許可審査許可取り取り部分についての詳細を記載しています。また、前記の、排気設備、ダストチャンバ、フィルタについては、明瞭になるようP5642～P5643の記載を充実させます。
2904	0126-安全機能2 P5661のボックス式小型排気設備の爆発圧力逃し機構（ラブチャージャー）の設計において、添設2-5-1表 爆発時の発生圧力評価における燃焼室の炉内瞬間温度250℃という設定が保守的な条件となっていることを説明すること。	炉の内側には、燃焼用容器の周りにヒータが配されその外側を断熱板で取り囲む構造です。詳細資料の側板は上記断熱板の外側に空間をあけ位置していることから、断熱板及び断熱板と側板の間の空間（水蒸気空間）による断熱効果により、側板の外表面温度の真鍮は約50℃と十分低いものです。上記の空間（水蒸気空間）の熱伝導率は、銅版（銅版）に比べ約1/100程度と小さいことから、上記の燃焼より保守的に側板の内面を評価しても100℃未満と十分に低いと見なされ、250℃として評価することは十分保守的といえます。 以上がわかるとおり、添付図及び添付説明書に説明を追加します。
2905	0126-地震（建） 「166号」シリンダ先付側における「南側（6通り）」の熱質、塵の閉じ込め、給水機能が本機の閉じ込め機能が維持できることを説明すること。また、内部火災（10）の理由を説明する。各建物の各部位に期待する安全機能が当該表に適切に記されているか確認すること。	取を設置すること、及び設備を含めた建物は断熱重質低放射率第1期であり、閉じ込め機能は維持できます。P678ページは修正します。 また、鉄扉を火災区画境界にしたので◎に改定します。
2906	0126-外部衝撃（建）1 ・2432真圓イ建-5-1水蒸気機は南西部に開放されているが、付近の第1廃棄物処理所等の建物の健全性は保たれているのか？ ・2267、2268真圓イ建-1-5、-6第2廃棄物処理所の建りを結んで、隣接するシリンダ内（EXP、JQ、◎）が、第1廃棄物処理所の間にエクスペンションジョイントが設置される（EXP、JQ、◎）が、2268真圓EXP」の無い側は防護ラインは必要ではないかとも思われるが、取り戻すのは、P313規定で損傷するため必要なのか。 ・2265頁の8-dtexp_j改造の防護ラインは○ではなく、◎ではないのか？ ・2265頁の図イ建-1-3(2/2)の工事の方法に「耐電圧性向上を目的」とある。要すれば、適切に修正すること。	・外部火災の方針書に、図を添付します。 ・ご指摘の通り取り戻すのは内管で損傷するため、建物を第1廃棄物処理所、及びシリンダ先付側の外壁（含む鉄扉）を防護ラインにしています。 ・P2265は設備の主目的を◎、影響があり安全機能を要求されるものを○としています。Exp Jは耐電圧性（地球性の建物の独立性を確保するために設置するのと同様）を◎として、2265頁の図イ建-1-3(2/2)の工事の方法を「耐電圧性向上を目的」に修正します。
2907	0126-外部衝撃（建）2 P2006）水蒸気機の外側火災に対する仕様（R.2-1図2）に、水素トロー入口から積層方向に燃焼が解放されるが、水素燃料物質を内包する設備が設置されている建物が無いため、鉄扉を設置しない、とあるが、影響範囲を内包して説明すること。	・添設2-5-1表（4/10）（第3回P5255） 添設2-5-2表の追加（第3回P5262） 図説2-5-1図（第3回P5263） ・コメント回答のため修正なし ・コメント回答のため修正なし ・図イ建-1-3(2/2)（第3回P2294） 4.1.3(1)8-4.（第3回P1496） 表ト建-1-3（第3回P1593） ・添設2-5-1表（4/10）（第3回P5255） 添設2-5-2表の追加（第3回P5262） 図説2-5-1図（第3回P5263）



6次申請 第2回補正申請書へのコメントに対する第3回補正申請書での反映箇所

番号	六次第2回補正申請書に対するコメント	コメント回答 (注: ページは第2回補正申請書)	第3回補正申請書の記載箇所
2914	0126-非常用電源 P169 工場建設工事の仕様表「非常用電源設備(1.6.2-建1(4次))」に記載している設計仕様の「非常用電源装置」は本回以降申請予定であることを記載し、次回表等の関連部分も見直すこと。他の建物についても同様	六次第2回補正申請書については、既設可の仕様表には記載を避けるなどの方針で記載しておりますが、7次申請で取り取りが必要であることが明確になるように追記します。	・ 通表イ建-1-2(1.5/1.0)(4次)(第3回P170) 表イ建-1-2(第3回P192) 表表建-1(1.5/0.2)(2次)(第3回P647) 表表建-1(第3回P657) 表表建-1-2(1.1/1.0)(4次)(第3回P661) 表表建-1-2(第3回P667) 表表建-1(1.1/1.0)(4次)(第3回P1073) 表表建-1(第3回P1081)(4次)(第3回P1199) 表表建-1-2(第3回P1204) 表表建-1(1.2/1.1)(4次)(第3回P1213) 表表建-1-3(第3回P1225) 表表建-1-4(1.3/1.5)(4次)(第3回P1635) 表表建-1-5(第3回P1706) 表表建-1-8(1.3/1.5)(4次)(第3回P1653) 表表建-1-9(8/10)(4次)(第3回P1663) 表表建-1-10(2/2)(1次)(第3回P1667) 表表建-1-11(8/9)(5次)(第3回P2137) 表表建-1(第3回P2150) 表表建-1(2/2)(1次)(第3回P4556)、表表建-1-2(2/2)(2次)(第3回P4569) 表表建-1-3(4/1)(4次)(第3回P4564)、表表建-1-4(2/2)(4次)(第3回P4576) 表表建-1-5(2/3)(4次)(第3回P4572)、表表建-1-6(4/2)(4次)(第3回P4578) 表表建-1-7(2/2)(4次)(第3回P4583) 表表建-1-9(2/2)(4次)(第3回P4583)、表表建-1-10(4/4)(4次)(第3回P4687) 表表建-1-11(2/2)(5次)(第3回P4589)
2915	0126-その他(建) 1 (P1187) 第2級燃料倉庫の取扱表において(4.3-建4) ガラリ部を構成するのは、気体循環設備(1)に関連する管理番号を記載すること。612、613等。	拝承しました。必要な番号を追記します。	・ 通表イ建-1-1(4/1.1)(4次)(第3回P204) ・ 表1-1-6(2/1)(第3回P4574)
2916	0126-その他(建) 2 (P1195) [1.6.2-建1] 非常用電源設備が7次申請であるならば次回以降申請であることを記載すること。取り取り前と判断される。	拝承しました。(2914と同じ)	・ コメント四の欄を参照ください。 通表イ建-1-4(12/14)(4次)(第3回P213) 表イ建-1-3(第3回P225)
2917	0126-地震(気) 1 インテグレーション機器の取付位置と設計仕様に以下の相違があり、取付位置(1)以外の設備(含む) 1) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 2) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 3) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 4) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 5) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 6) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 7) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 8) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 9) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 10) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 11) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 12) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 13) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 14) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 15) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 16) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 17) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 18) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 19) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 20) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 21) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 22) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 23) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 24) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 25) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 26) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 27) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 28) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 29) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 30) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 31) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 32) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 33) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 34) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 35) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 36) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 37) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 38) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 39) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 40) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 41) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 42) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 43) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 44) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 45) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 46) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 47) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 48) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 49) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 50) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 51) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 52) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 53) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 54) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 55) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 56) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 57) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 58) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 59) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 60) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 61) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 62) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 63) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 64) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 65) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 66) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 67) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 68) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 69) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 70) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 71) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 72) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 73) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 74) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 75) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 76) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 77) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 78) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 79) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 80) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 81) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 82) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 83) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 84) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 85) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 86) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 87) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 88) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 89) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 90) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 91) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 92) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 93) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 94) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 95) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 96) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 97) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 98) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 99) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする 100) [6.1-設3] 地震インテグレーションを除くインテグレーションの取付位置は耐震重要度分類第3類とする	・ 資料取付 (第3回P4817) ・ 表1-2-1 事業許可取付 (化学処理施設) (第3回P4360、4362、4365)	
2918	0126-地震(気) 2 図面No.2872 回転器具によるトラム信号等の転倒防止評価の取付位置について基本方針書に記載すること。	1/19の面談のコメントを受け、基本方針書(添付説明書一説9)に回転器具によるトラム信号等の転倒防止評価の基本方針書は記載します。	(No.2872と同じ)
2919	0126-地震(気) 3 例えば、P1826の排気ダクトダンプタンバなどにおいて、耐震一新設備が含まれる場合であっても、その他事業許可で求める仕様の欄に、水平剛力16で耐震範囲といたった設計方針が記載されていないことについて、その他の耐震一新設備との違いを説明すること。	拝承致しました。 耐震1類の排気ダクト-近流防止ダンプタンバ間のダクトに対して99設-1の設計番号を記載致します。	・ 表ト設-系12 (第3回P1745)、表14 (第3回P1757)、表16 (第3回P1761)、 表37 (第3回P1814)、表39 (第3回P1823)、表40 (第3回P1826)、 表48 (第3回P1845)、表50 (第3回P1852)、表81 (第3回P1899)、表83 (第3回P1904) ・ 表ト設-液16 (第3回P1912) ・ 表1-2-6(1) 事業許可取付 (第3回P4392、4393、4394、4395、4398、4399、4400、4402、4403、4405) ・ 表1-2-6(1) 施工監理取付 (第3回P4703、4705、4706、4709、4710、4711、4713) ・ 表1-2-5 竣工監理取付 (附属施設) (第3回P4701) ・ 表ト設-58 (第3回P1347)

6次申請 第2回補正申請書へのコメントに対する第3回補正申請書での反映箇所

番号	6次第2回補正申請書に対するコメント	コメント回答 (注: ページは第2回補正申請書)	第3回補正申請書の記載箇所
2920	0126-閉込 (気密) 1 [10.1-4260] [99-996] 仕稼機 P1759 スクランパ (分拆系統) について、酸化ガスの中和に係る記載が閉込込めの技術 基礎とその他許可で求め仕稼で記載されているが、どのように整理をしているのか。	酸化する中和に係る記載は技術基礎から引用し、その中で記載して あります。一方、事業許可(安全機能一覽)では閉込込めに整理したため、及びへ記載して あります。	・コメント回答のため修正なし
2921	0126-閉込 (気密) 2 1862 高性能エアフィルター (分拆系統) の仕稼機で、捕集効率99.997%及び99.9%、2段後者はベンク 型) 2種類を用いる理由は何か? 使い分けの考え方について申請書に説明を追加すること。	ラランの移行率の高い両相気システムは2段(捕集効率99.997%)を用いており、ラランの移行率 の低い単相気システムはベンク型(99.9%以上)を用いております。 添付説明資料に上記考え方について記載するようにいたします。	・添付説明資料-設10 (第3回P6176)
2922	0126-水蒸 (気密) 1 [11.3-920] 屋外との火気区画境界を構成する遮断防止ダンパ又は防火ガラリをダクトに 設置することについて、気流系(今年)の申請書にガラリにガラリ (説明書1805頁に記載有 るが) は有りませんか?	ガラリに閉しては送風ダクト・ダンパの一環として申請書で頂いており、仕稼機と系統図 に当該箇所を示せて頂いております。(表ト設-気12、気07、気08、図ト系1-32、1-30、 2-21、2-22、3-12)	・コメント回答のため修正なし
2923	0126-温水 (気密) 1 ・5838 室の設5説明書では[12.1-設11]気体廃棄設備(5)を構成する排気設備(排気ファン、 高性能エアフィルター)の設備高さは排水水位より高く設計することとあるが、仕稼機では非 気ファンと制御機のみで高性能エアフィルターに記載しない整合。	添付説明書-設5(p.5838)の気体廃棄設備(5)に関する記載を明確にいたします。	・添付説明書-設5 (第3回P631) ・表ト設-気9 (第3回P1735)
2924	0126-安全機能 (気密) 1 [14.4-設1] 施設の使用について、技術基理の説明書だと、P4828だと[14.1-設1]になって いるので、修正すること ・P4585 排ガス分解装置の18.2-設39が抜けていないか	拝見いたしました。適合説明書およびP4585の表を修正させていただきます。	・資料11設 (第3回P4885) ・表5-2 (第3回P4633)
2925	0126-警報 (気密) 1 [635] 排ガス分解装置について ・失火をどのように検知するのか ・検知器の位置は、図面上何処にあるのか ・ガス供給配管は図面上どのように接続されるのか ・インテークローックは図面上どのように停止する非はどこにあるのか ・ガスはどこから供給するのか、供給先は加工施設か否か。加工施設ではない場合、加工工 場のその他の取り合いは ・検知器の原理は作動原理がわかる様に仕稼機に記載すること ・排ガス分解装置全体の記載について確認すること	安全燃焼ILの機構は、検知器により炎から炎を感知する際外殻が適切に遮断されたことで失火を感知し ます。仕稼機、適合性説明書等に原理も含め補足します。 検知器の位置、ガス供給配管及びインテークローック時に停止する非に関しては機組図(図ト設- 気04)に追加することと致します。 なお、ガスはP6のタンクから供給し、LPタンクは屋外に設置されており、加工施設ではご さいません。加工施設の取り合い点としては排ガス分解装置のLP供給弁を境界としておりま す。 上記も含め、排ガス分解装置の記載について確認いたします。	・表ト設-表23 (第3回P1779、1755) ・図ト設-表4 (第3回P3774、3775、3776、3777) ・資料15 (第3回P4895、4896) ・資料23設 (第3回P4927) ・添付説明書-設10 (第3回P6183)
2926	0126-警報 (気密) 2 ・駆動第一戻放装置について、[18.2-設10] [714] 戻放装置高インテークローックの記載があ るが、該当するのか(作動機、検出機が戻放装置にあるのか? (P3690)。 ・また、[713] 戻放装置の制御を説明ください。	・P.2559(図イ系-10(1/4))に示す通り、ろ液受槽水位高により、後設するポンプ(ろ液受槽ボ ンプ)を停止する装置で、[18.2-設10]に記載しております。 ・図ト系1(2)に記載しております。 ・図ト系1(2)から、後設先である、図イ系-10(1/4)を読み込むという作りこみをしておりま したが、IL動作を示すうえで重要な情報ですので、駆動第一戻放装置の仕稼機の添付図面に 図イ系-10(1/4)に記載させていただきます。 また、ろ液バフ(チェック)へのララン移行を防止する目的で、異物として混入しないためにバフ クランプの機能として、記載してまいります。	・表ト設-液1 (第3回P1910)
2927	0126-洗車 (気密) 1 ・1866 洗車ト設-気70排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルター-排気塔) 仕稼機でタク ト・ダンパの間の閉鎖発生可能性がある接合部にシール施工を行うとあるが、-1863頁の表ト 設-気72にはシール施工記載なしにつき、高性能エアフィルター上流はなぜ記載しないのか?	今回の申請では、高汚染系統の排気ダクト・ダンパ(船屋、設備)高性能エアフィルター(ダ ンパ)に関して、排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルター-排気塔)と同様に「ダクト・ダン パの間の閉鎖発生可能性がある接合部にシール施工を行う」といたします。	・表ト設-表13 (第3回P1748、1749、1751)、表17 (第3回P1764、1765、1767)、 表38 (第3回P1816、1818)、 表41 (第3回P1826、1830)、表49 (第3回P1846、1848)、表52 (第3回P1855、1856、1858)、 表69 (第3回P1872、1873)、 表72 (第3回P1879、1880)、表82 (第3回P1900、1901)、表85 (第3回P1907、1908) 表2-4-1検査の方法 (第3回P2253、2254、2256、2260、2262) ・添付説明書-設10 (第3回P6185) ・表ト設-表11 (第3回P1741)、表14 (第3回P1756)、表24 (第3回P1782)、 表36 (第3回P1811)、表39 (第3回P1823) 表47 (第3回P1843)、表50 (第3回P1852)、表67 (第3回P1869)、 表70 (第3回P1875)、表79 (第3回P1895)、表80 (第3回P1897)、 表83 (第3回P1903)
2928	0126-外部扉 (面取) 1 ・廃棄物貯蔵設備(5)のドラム缶及び形状容器は、電圧荷重により閉鎖器具に発生する応力が 材料の許容応力以下となる設計とされていることは確認されているか?	廃棄物貯蔵設備(5)は、P3電圧荷重による閉鎖器具に発生する応力が、引張強さを元に設計し た許容限度以下となる設計とされていることを確認しております。(添付説明書-設4:電圧防護に 関する説明書参照)	・コメント回答のため修正なし

6次申請 第2回補正申請書へのコメントに対する第3回補正申請書での反映箇所

番号	六次第2回補正申請書に対するコメント	コメント回答 (注: ページは第2回補正申請書)	第3回補正申請書の記載箇所
2929	0126-排水(建) 1 添付説明書-建8(P5224) 5. 給水水位の詳細に用いた給水量、溢水量を記載し、説明することと。 0126-溢水(建) 2 加工施設の建物内部にはスプリンクラーの設置はないこと(許可(添5)-99)は満足しているか?補足しているなら、本件を説明書にも記載してください。 2931 0126-換気(気風) 2 P4850 第23条(換気設備)第3号のろ過装置の技術基準適合範囲について、気体産生設備(1)高性能エアフィルターを設ける設計であることを記載し、説明すること。気体産生設備(1)許容室内排気系統(P4601)の高性能エアフィルターの設置についても、ろ過装置としての安全機能として記載し、説明すること(該当する場合)	加工設備の外部からの供給水、ウラン溶液等を内包する設備・機器及びその後、及び溢水量を追記します。 当社の加工施設にスプリンクラーはない旨を追記します。 ご指摘の換気設備については、再循環給気を行う系統の高性能エアフィルターが該当しますが、それらについて整理し、適合性説明等に説明を加え、仕様表に反映いたしました。 また、集水ピットを抽出される対象は、ウランの閉じ込めのためのバウングラリを構成する抽出機、作動端であり、抽出機、作動端の前後重要度分類は機器の前後重要度分類と同じにしています。 ウランの閉じ込めのためバウングラリを構成する作動端、抽出機の有無を整理した結果、これらを含む化学処理施設について、対象設備を明記したものを添付に示します。 なお、[6.1-散]の設計番号は(7-12)の要求であり、(7-13)の要求を包絡するものではありません。	添付説明書-建8(第3回P5276) 表ト散-表8(第3回P1730)、表32(第3回P1800)、表34(第3回P1801)、表15(第3回P1839) 表1-2-5(1)散工器具取 (第3回P4702、4707、4710) 資料20(第3回P4807) 表5-2 取り取り仕様表の設計番号対比表(第3回P4633)
2930	0129-排気(建) 1 取付No. 9917 なたまき以降の許可7-9に該当するILの抽出機、作動端について、添説書6付録1-表(P5905~)における給電管径を説明すること。 給1-1表(P5905~)における給電管径を説明すること。 (本許可対象東項の該当機器は、6.1-散に包絡されるのか)	添説書6付録1-表は、IL及び警報の抽出機、作動端を設置している設備・機器の前後重要度分類を記載しています。 (7-13)が適用される対象は、ウランの閉じ込めのためのバウングラリを構成する抽出機、作動端であり、抽出機、作動端の前後重要度分類は機器の前後重要度分類と同じにしています。 ウランの閉じ込めのためバウングラリを構成する作動端、抽出機の有無を整理した結果、これらを含む化学処理施設について、対象設備を明記したものを添付に示します。 なお、[6.1-散]の設計番号は(7-12)の要求であり、(7-13)の要求を包絡するものではありません。	コメント回答のため修正なし
2933	0129-地震(建) 1 集水ピットの厚さが図面で確認できない。	集水ピットの安全機能を確保するために必要な寸法を記載して本計画を改訂いたしました。また、集水ピットを抽出される対象は、ウランの閉じ込めのためのバウングラリを構成する抽出機、作動端について、適合性説明書で上記の添付説明書を確認することとします。	図ト散-建17(第3回P2815) 資料2表(第3回P4817) 添付説明書-建2-XVI(第3回P5101~P5167)
2934	0129-工事(建) 1 シリンダ洗浄機で床を掃除する工事は関係が、違いは何か。	シリンダ洗浄機で床を掃除する工事はごさいませんので、前回のコメント(No.2886)回答のとおり、当該設備は削除いたします。	コメント回答のため修正なし
2935	0129-工事(建) 2 P2077) P2077)にも第3燃料の準備工事に係る記載があるが、違いは何か。	第3燃料準備工事で床について記載しております。(P1152、P1977、P2077)	コメント回答のため修正なし
2936	0129-工事(建) 3 P1152) 準備工事で発生する廃材や不要となる設備機器の処理について、他の工事の方法に展開する必要はないか	第2種管理区域内で発生した廃材等は、前回のコメント(No.2834)回答のとおり、サーベイレ後、所内の指定場所にて保管または廃棄物として廃棄する予定です。当該記載は、他の工事の方法についても記載しております。(P624、P1143、P2078)	コメント回答のため修正なし
2937	0129-外排事(建) 1 P145) 第2 係薬物処理所の外気取入用ファンにフィルタがあることを (P5688) 図ト系6-5で確認できるか。	空調機(外気取入用ファン)が内蔵されている。前にプレフィルタがあることは図ト系6-5で確認できるよう記載しております。 また、給気ファンの上層についてもフィルタについては給気ファンの仕様表の[8.1-散12]にて記載しており、系統図にも明示しております。(例: 図ト系1-37)	コメント回答のため修正なし
2938	0129-地震2 文風No. 2917 P1152) ①②は、6.1-散の危険事項に該当する機器で、IL制御が3期で1期の機器に取替える抽出機、作動端が1期となるのはIL以外に警報設備(3期)も含まれるのではないかと。質問、回答(下から3頁目のまたと)は趣旨と異なるので再確認のこと。	#2932で記載のとおり、IL警報は、抽出機、作動端を設置する設備・機器の前後重要度分類を求めているもので、このレベルに達した状態とされているから確認したうえで、この記載がわかるようにIL警報に在稼を記載させています。 また、ご指摘のとおり、ご指摘の機器は、検知警報が鳴ると、検知警報の閉じ込めバウングラリを形成することはありませんので、前後重要度分類は3期です。	添説書6付録1-表(第3回P6091) 添説書6付録1-2表(第3回P6092、P6093、P6094) 添説書6付録1-3表(第3回P6095) 添説書6付録1-4表(第3回P6097) 添説書6付録1-5表(第3回P6099)
2939	0129-水災1 P5581 添付説明書-2 [11.4-散] 水を取り扱う設備・機器の接地について、電気設備技術基準に基づく接地抵抗を記載すること。	電気設備技術基準に基づく接地抵抗を添付説明書-設2に記載します。 D種接地(300V以下): ローターキーケルン(1)(2)、ガスヒータ(1)(2)	添付説明書資料-設2(第3回P5674)
2940	0129-水災2 P6016 添説書2-2-2表 燃焼時の発生ガス評価の判定基準として、材料の引張強さを判定基準として適切か確認すること。(浸透性を定めた引張強さを定めてよいか)	燃焼時の発生ガス評価の判定基準として、材料の引張強さを判定基準として適切か確認すること。浸透性を定めた引張強さを定めてよいか)	添付説明書-設2-3(第3回P5736) 添付説明書-設2-4(第3回P5745) 添付説明書-設2-5(第3回P5755)
2941	0129-水災3 P4818~4819)にてパッチ式小型燃焼炉内燃焼時に室内へウラン粉末が飛散しても他設備の安全機能に影響を及ぼすことがない旨を記載しているが、パッチ式小型燃焼炉周辺には人間系で床の閉止等操作が必要なものはないという理解でよいか。	ご理解の通り、設計基準事故シナリオに対して人間系への対応に期待することはありません。	コメント回答のため修正なし

6次申請 第2回補正申請書へのコメントに対する第3回補正申請書での反映箇所

番号	六次第2回補正申請書に対するコメント	コメント回答（注：ページは第2回補正申請書）	第3回補正申請書の記載箇所
2942	0129-6次④ ・設計基準準拠において、ロータリーキルンについては爆風圧を配管に逃がす設計とされているが、配管の設計思想について説明をすること	配管の設計思想は、爆発による配管内圧を配管口径を略率的に大きくすることでの減圧しながら、下流のHHPAフィルタ→排気塔を通じ爆風外に排気するものです。即時的に圧力は低くならずとされますが、保守的に想定爆発圧力として計算、HHPAフィルタの強度降下を考慮し、降下2-3-2米に示す通り十分な強度余裕を有しており、配管系の仕様は設計基準則取扱いの順路において適切であることを確認しております。詳細に用いた条件、設備の仕様についてはP.5646およびP.2723図イ線-37(2/10)に示しております。また、HHPAフィルタについてはP3715図ト線-2(4/15)-1及びP3710図ト線-2(6/15)-1に示すとおり、短波のフィルタを並列で設置しておりますが、詳細上は保守的にHHPAフィルタ一つの断面積として、フィルタに影響がないことを確認しております。	・コメント回答のため修正なし 第3回補正申請書の記載箇所
2943	0129-安全機能I 加工船成型工場のHHA（H）圧気流輸送配管設備によるウラン粉末の漏えい、気体陸東設備の停止による第1種管理区域の汚染低下）発生時の建物への影響について、今回申請を受けるのとあれば、添付説明書（P4814～）に技術基準に適合した設計であることを（建物への影響の有無等）を記載し、説明すること。	再算致しました。 適合性説明書に想定する各設計基準事故シナリオに沿った形で、その事故時の発生条件を求記し、他の安全機能（建物への影響含む）を再記載します。	資料11図（第3回P4865-4869） 表イ線-1-1（第3回P450） 表イ線-1-2（第3回P168） 表イ線-4-1（第3回P192） 表イ線-1-2（第3回P660） 表イ線-1-1（第3回P1211） 表イ線-1-6（第3回P1634） 表イ線-3（第3回P4562） 表イ線-4（第3回P1657） 表イ線-6（第3回P4575） 表イ線-10（第3回P4586） 表5-1（2/3）（第3回P4627） 資料11図（第3回P4672-4879） 表イ線-37（第3回P279） 表イ線-9（5次）、10（5次）、12（5次）（第3回P612, 614, 619） 表ハ線-53（第3回P782） 表ハ線-7, 10, 11, 12, 14, 16, 17, 18 表ハ線-12, 14, 15, 16, 17, 18 表ハ線-19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 60, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 68, 69, 70, 71, 72, 73, 74, 75, 76, 77, 78, 79, 80, 81, 82, 83, 84, 85, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 93, 94, 95, 96, 97, 98, 99, 100 表1-2-1 事業許可星取（化学処理施設）（第3回P4368） 表1-2-5 事業許可星取（貯蔵施設）（第3回P4383, 4384, 4385, 4388） 表5-2-1 刈り取り仕様表（化学処理施設）（第3回P4601） 表5-2（第3回P4632） 表1-2-1 加工船成型（化学処理施設）（第3回P4689, 4690, 4691, 4692） 表1-2-5 加工船成型（貯蔵施設）（第3回P4699, 4700, 4701） 表5-2-1 加工船成型（化学処理施設）（第3回P4716, 4717）
2944	0129-搬送I ●P6038 取組し記載している、車両内蔵をどうに取組んでいるか説明していただき、必要に応じ、計画からの変更点リストにも記載させていただきます。	以下のとおり添付図7-1表の注5の注記を修正致します。 注5：事故時の緊急停止機能を一先に対応済機能の注記を付与し、停止時の保持機能を付与し。	添付説明資料-図7（第3回P6133）

6次申請 第2回補正申請書へのコメントに対する第3回補正申請書での反映箇所

番号	六次第2回補正申請書に対するコメント	コメント回答 (注: ページは第2回補正申請書)	第3回補正申請書の記載箇所
2945	<p>0129-全般1 先行して申請した施設で、次回以降申請するとしていた設計(2次申請までの仕様表に、次回以降申請予定として明記されていない機能・性能に係る設計を念む)について、今回認可を受けようとする設計については、仕様表の当該部分に下線を引いて識別すること、機能・性能に係る認可を申請する場合、当該設計に必要な設備が全て申請される時期に申請すること。 (例) ・インテグレーションの場合、検出端～制御端～作動端が全て申請される時期 ・非常用電源設備について、制御電源～非常用電源設備間のケーブルが申請される時期 接続し、機能を維持する等)を、工事の計画等に記載し、説明すること。</p>	<p>先行申請で一部の機能・性能の申請していないなかった施設(「次回以降申請」の記載の右欄にかかわらず)については、今回申請して取り取る機能・性能に関する「追加説明の仕様表」の後当該番号の箇所に下線を引きます。 また、7次申請で取り取る機能・性能がある場合は、「次回表」に記載し、7次申請の「追加説明の仕様表」の該当設計番号の箇所に下線を引きます。</p>	<p>資料2(第3回P408) 表1-1-1(2/2) 表4-1-1(2/2) (第3回P456) (2次) 表1-1-2(3/3) (第3回P456) (4次) 表1-1-1(2/2) (第3回P170) 表1-1-2(3/3) (第3回P194) 表4-1-3(4/4) (第3回P456) 表1-1-2(13/13) (第3回P662) 表1-1-2(3/3) (第3回P667) 表4-1-4(3/3) (第3回P457) 表1-1-1(11/11) (第3回P1073) 表1-1-1(1081) 表4-1-5(3/3) (第3回P457) 表1-1-3(9/11) (第3回P1224) 表4-1-7(2/2) (第3回P457) 表1-1-1(12/14) (第3回P1225) 表4-1-7(4/4) (第3回P457) 表1-1-6(13/15) (第3回P1706) 表4-1-10(4/4) (第3回P458) 表1-1-8(13/15) (第3回P1707) 表4-1-8(3/3) (第3回P458) 表1-1-9(8/10) (第3回P1636) 表1-1-9(2/2) (第3回P458) 表1-1-1(2/2) (第3回P458) 表1-1-1(1/1) (第3回P193) 表1-1-1(1/1) (第3回P1223) 表1-1-1(1/2) (第3回P1609) 表1-1-2(1/2) (第3回P1703) 表1-1-3(1/2) (第3回P1703) 表1-1-1(1/1) (第3回P1705) 表1-1(第3回P682-684) ・表1-1-1(第3回P1718) 表1-1-2(第3回P1720, 1721)、 表1-1-3(第3回P1723)、表1-1-4(第3回P1705)、 表1-1-5(第3回P1836)、表1-1-6(第3回P1862)、 表1-1-7(第3回P1886) ・表1-1-1(第3回P3571)、表1-1-2(1/8) (第3回P3574)、表1-1-3(1/2) (第3回P3582) 表1-1-4(1/3) (第3回P3586) 表1-1-5(1/5) (第3回P3586)</p>
2946	<p>0129-警報(気流)1 ・第2産業報知所の例で負圧報知部分の差圧計があることは3815頁の系統図で確認したが、負圧報知装置の配線図(3551頁)とインテグレーション配線図(3824頁)の図様が不同(前者は1Fの更衣室に有り、後者は2Fの排気室)これらは別物ということであれば、負圧報知装置の外形・構造を示してください。</p>	<p>ご理解の通り、負圧報知装置は第2産業報知所1階更衣室に設置されており、インテグレーション図は間2階排気室にありますが、それぞれ独立した別の機器であり、直接関係するものではありません。 負圧報知装置について配線図のシンボルを外形が分かるように修正いたしました。</p>	<p>表1-1-1(第3回P1706) 表1-1-2(第3回P1707) 表1-1-3(第3回P1708) 表1-1-4(第3回P1709) 表1-1-5(第3回P1710) 表1-1-6(第3回P1711) 表1-1-7(第3回P1712) 表1-1-8(第3回P1713) 表1-1-9(第3回P1714) 表1-1-10(第3回P1715) 表1-1-11(第3回P1716) 表1-1-12(第3回P1717) 表1-1-13(第3回P1718) 表1-1-14(第3回P1719) 表1-1-15(第3回P1720) 表1-1-16(第3回P1721) 表1-1-17(第3回P1722) 表1-1-18(第3回P1723) 表1-1-19(第3回P1724) 表1-1-20(第3回P1725) 表1-1-21(第3回P1726) 表1-1-22(第3回P1727) 表1-1-23(第3回P1728) 表1-1-24(第3回P1729) 表1-1-25(第3回P1730) 表1-1-26(第3回P1731) 表1-1-27(第3回P1732) 表1-1-28(第3回P1733) 表1-1-29(第3回P1734) 表1-1-30(第3回P1735) 表1-1-31(第3回P1736) 表1-1-32(第3回P1737) 表1-1-33(第3回P1738) 表1-1-34(第3回P1739) 表1-1-35(第3回P1740) 表1-1-36(第3回P1741) 表1-1-37(第3回P1742) 表1-1-38(第3回P1743) 表1-1-39(第3回P1744) 表1-1-40(第3回P1745) 表1-1-41(第3回P1746) 表1-1-42(第3回P1747) 表1-1-43(第3回P1748) 表1-1-44(第3回P1749) 表1-1-45(第3回P1750) 表1-1-46(第3回P1751) 表1-1-47(第3回P1752) 表1-1-48(第3回P1753) 表1-1-49(第3回P1754) 表1-1-50(第3回P1755) 表1-1-51(第3回P1756) 表1-1-52(第3回P1757) 表1-1-53(第3回P1758) 表1-1-54(第3回P1759) 表1-1-55(第3回P1760) 表1-1-56(第3回P1761) 表1-1-57(第3回P1762) 表1-1-58(第3回P1763) 表1-1-59(第3回P1764) 表1-1-60(第3回P1765) 表1-1-61(第3回P1766) 表1-1-62(第3回P1767) 表1-1-63(第3回P1768) 表1-1-64(第3回P1769) 表1-1-65(第3回P1770) 表1-1-66(第3回P1771) 表1-1-67(第3回P1772) 表1-1-68(第3回P1773) 表1-1-69(第3回P1774) 表1-1-70(第3回P1775) 表1-1-71(第3回P1776) 表1-1-72(第3回P1777) 表1-1-73(第3回P1778) 表1-1-74(第3回P1779) 表1-1-75(第3回P1780) 表1-1-76(第3回P1781) 表1-1-77(第3回P1782) 表1-1-78(第3回P1783) 表1-1-79(第3回P1784) 表1-1-80(第3回P1785) 表1-1-81(第3回P1786) 表1-1-82(第3回P1787) 表1-1-83(第3回P1788) 表1-1-84(第3回P1789) 表1-1-85(第3回P1790) 表1-1-86(第3回P1791) 表1-1-87(第3回P1792) 表1-1-88(第3回P1793) 表1-1-89(第3回P1794) 表1-1-90(第3回P1795) 表1-1-91(第3回P1796) 表1-1-92(第3回P1797) 表1-1-93(第3回P1798) 表1-1-94(第3回P1799) 表1-1-95(第3回P1800) 表1-1-96(第3回P1801) 表1-1-97(第3回P1802) 表1-1-98(第3回P1803) 表1-1-99(第3回P1804) 表1-1-100(第3回P1805)</p>
2947	<p>0129-安全避難通路(煙)1 ・P1913 非常用電源設備の仕様基準への適合説明において、設計基準事故が発生した場合に発生する煙及びその等圧的範囲について、加工非常用電源設備の設置位置の有無を判断すること、加工非常用電源設備がある場合、該当する建築物の仕様表に当該設備の設計(煙取、負電、圧報等)を記載し、認可を受けること。次回以降申請する場合、その旨を記載すること。</p>	<p>再承しました。設計基準事故を考慮している第1種管理区域がある建築物の仕様表に設計を記載します。また、非常用電源設備(1F-9)を「建築物に反映する認可の内容表」に反映するとともに、関連する重取表、適合説明を改定、図面を改定します。</p>	<p>表1-1-3(2/4) (4次) (第3回P4561) 表1-1-2(2/3) (2次) (第3回P4568) 表1-1-1(2/3) (4次) (第3回P4574) 表1-1-10(2/4) (4次) (第3回P4585) 表1-1-8(1/3) (4次) (第3回P4579)</p>



6次申請 第2回補正申請書へのコメントに対する第3回補正申請書の反映箇所

番号	六次第2回補正申請書に対するコメント	コメント回答 (注: ページは第2回補正申請書)	第3回補正申請書の記載箇所
2948	<p>0202-外庫車庫4)                      (59-般)車庫内の設備のF3巻巻の要求の考え方を整理して、説明すること。                      これまでの面談の回答から、以下のようには認識しているが、正しいか、また申請書に、この考え方で記載されているか、                      ①F3巻巻で屋根が損傷する建築物の屋上階(駆換工場)の設備は、F3巻巻の影響を受ける。                      工場駆換加工業者(除染分棟等)の設備は、F3巻巻の影響を受けない。                      ②F3巻巻で屋根が損傷する建築物の屋上階以外の階(駆換工場)除染廃棄物処理室、チェックタンク室、2階換気室等)のは、F3巻巻の影響を受けない。                      ③ダクト・ダンパは、重量で飛ばされても他に設備に影響しないので、①に該当しても、F3巻巻は考慮しない。                      ④駆換工場1階廃棄物処理室、チェックタンク室、F3巻巻の影響を受けないが、保守的に考えて、F3巻巻を考慮する。                      この整理であれば01742(629)排気ダクト・ダンパについては、除染室・分析室のダクト・ダンパにF3巻巻の設計は不要となる。</p>	<p>コメント回答 (注: ページは第2回補正申請書)</p> <p>①、②、③についてはご説明の通りです。                      ④のダクト・ダンパについては、駆換であるものの屋内の設備に対しては影響を与える恐れがあることから、駆換工場では下層にネットを設置しています。一方、ダクトの下層にネットや板が設置できない平坦の駆換工場(車庫)除染室、分析室、第2 階換気室(換気室)の設置、放熱管理棟の一部については、F3巻巻の影響があるため、落下防止をF3対策として実施しています。                      このため、ご指摘の01742(629)排気ダクト・ダンパ(除染室・分析室)については、F3巻巻にて屋根が飛ぶエアリアでエアリアが下層ネットを設置できなため、F3対策を現座しておきます。上記の考え方は事業許可(別添ト-7-2 添5p255)に基づきます。上記を適合説明書(資料23)に記載します。</p>	<p>資料23 (第3回P402F)                      ・表ト設-気10(第3回P176B)、気16(第3回P176)、気17(第3回P176E)</p>
2949	<p>0202-外庫車庫2                      01719(613)排気逆流防止ダンパ、排気塔内のダンパに、F3巻巻設計は不要か。</p>	<p>F3の際には、工場棟(駆換、成型)の屋根の損傷が想定されるため、ダンパに対しての対策は不要と整理しています。</p>	<p>コメント回答のため修正なし</p>
2950	<p>0202-流塵(振灰)                      01885流塵受槽等、搬送高Lは、「流塵施設」の設計に該当しないのか。                      01883駆換第1階換気室等の搬送高情報は、「流塵施設」の設計(20.1-設2)として記載されている。</p>	<p>ご説明のとおりです。                      表ト設-液1 駆換第1階換気室などと同じく、流塵施設の設計[20.1-設2]を通知させていただきます。</p>	<p>表ト設-液2、液4、液8 (第3回P1912, 1916, 1924)</p>
2951	<p>0202-期3(振灰)                      2枚目および下層性に伴う高性能エアフィルタは、UF6フードがボックスから接続する原料倉庫(原料倉庫系統のフィルタ) (911~914)のみか。(仕様表にはつきりとは記載されていないか) かつ、念のため確認。) )</p>	<p>ご説明の通り、原料倉庫(原料倉庫系統のフィルタ) (911~914)のみです。                      加用の高性能エアフィルタについて仕様表で明確になるように記載いたします。</p>	<p>表ト設-気8 (第3回P1729)                      ・添付説明資料-設10 (第3回P617B)</p>